

# 官庁施設における木造耐火建築物の整備指針 (概要)

## (1) 背景

公共建築物等木材利用促進法に基づく基本方針では、耐火建築物とすること等が求められない低層の建築物について、原則としてすべて木造化を図ることが目標として定められた。一方、耐火建築物とする必要がある場合であっても、「木造の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする」と規定されている。

そこで、国土交通省大臣官房官庁営繕部では、木材利用の一層の促進を目的に、「官庁施設における木造耐火建築物の整備手法の検討会」(座長：長谷見雄二 早稲田大学理工学術院 教授)を設置、検討し、木造耐火建築物の整備に関する技術的事項をとりまとめ、この度、「官庁施設における木造耐火建築物の整備指針」として策定した。

## (2) 整備指針の概要

### (a) 耐火建築物の技術的要件

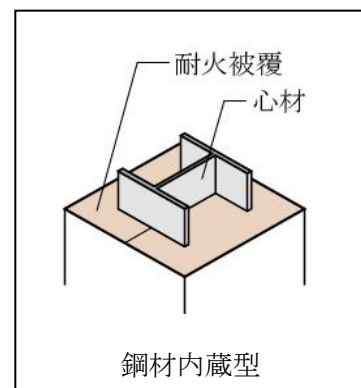
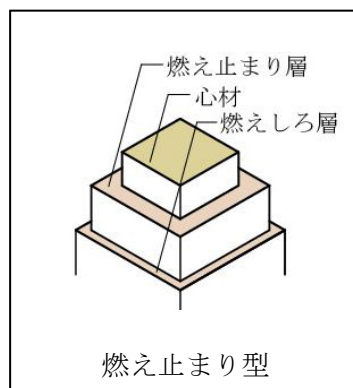
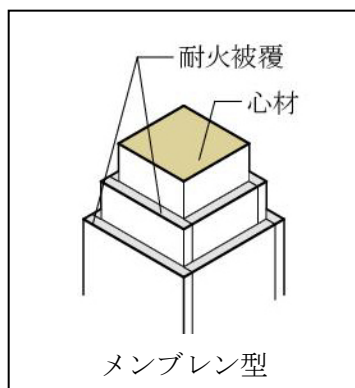
建築基準法その他の法令により、建設地や建築物の規模に応じて求められる防耐火上の性能、耐火建築物や各建築部位が満足すべき要件を整理した。

### (b) 木造耐火建築物の整備に関する各種工法の技術的事項

木造耐火建築物の整備に当たって、「メンブレン型」、「燃え止まり型」、「鋼材内蔵型」の工法別の留意点などの技術的事項を整理した。

### (c) 混構造建築物の整備に関する各種工法の技術的事項

木造耐火建築物の整備に当たって、防耐火上の制限、機能確保、設備配管等のより貫通の困難、水平力の処理の必要性から、鉄筋コンクリート造等との混構造とする場合があることから、平面混構造及び立面混構造の観点から建築・構造計画上の留意点などの技術的事項を整理した。



## ○ 構成

### 【本編】

#### 第1章 総則

- 1.1 目的
- 1.2 適用
- 1.3 用語の定義

#### 第2章 耐火建築物の技術的要件

- 2.1 耐火建築物とすることが求められる建築物
- 2.2 耐火建築物が満足すべき技術的要件

#### 第3章 木造耐火建築物の整備に関する技術的事項

- 3.1 メンブレン型建築物の技術的事項
- 3.2 燃え止まり型建築物の技術的事項
- 3.3 鋼材内蔵型建築物の技術的事項

#### 第4章 混構造建築物の整備に関する各種工法の技術的事項

- 4.1 平面混構造の技術的事項
- 4.2 立面混構造の技術的事項
- 4.3 平面・立面混構造の技術的事項

### 【資料編】

#### 第1章 フィージビリティスタディ

#### 第2章 ケーススタディ

#### 第3章 事例

#### 第4章 木造耐火建築物チェックリスト

#### 第5章 検討会の概要

## ○ 検討会 委員 ◎：座長

◎長谷見 雄二	早稲田大学理工学術院 教授
稲山 正弘	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
腰原 幹雄	東京大学生産技術研究所 教授
杉本 洋文	東海大学工学部建築学科 教授
萩原 一郎	建築研究所防火研究グループ 上席研究員
安井 昇	早稲田大学理工学研究所 客員研究員